

平成26年4月24日

【全般的事項】

1. 継続的なモニタリング等の実施

引き続き、環境影響評価書（補正後）に記載したモニタリング及び環境保全措置を実施するとともに、モニタリングの結果に応じ、柔軟に環境保全措置の内容を見直し、環境への負荷の低減に努めること。

2. モニタリング結果等の積極的な公表

モニタリング等の結果及び環境保全措置の実施状況については、地元自治体等の協力を得る中で、地域住民及び関係市町に対し積極的に情報提供すること。併せて、その実施状況については、次回以降の事業の実施中及び実施後の手続（以下「事後の手続」という。）において報告すること。

3. 対象事業の引き継ぎ時の対応

対象事業に係る管理・運営等を昭和町若しくは他の事業者引き継ぐ場合、環境影響評価書（補正後）及び中間報告書に記載したモニタリング及び環境保全措置等が確実に実施されるよう、引き継ぎに関する資料に明記すること。

【個別的事項】

1. 植物・動物

計画地南側の未利用の水田等を湿地として活用する「環境保全ゾーン」（P. -14）については、対象事業終了後も継続的に管理・運用される必要があり、そのためには明確なルール（運営方針）が必要であることから、今後、事業者、昭和町及び土地所有者によって当該措置の実現に向けた具体的な協議・検討を行う場を設置し、検討の状況又は措置の実施状況を次回以降の事後の手続において報告すること。

2. 生態系

計画地南側に計画されている近隣公園に設置されるビオトープ園及び緑の回廊（P. -24）の詳細な内容検討については、環境影響評価書（補正後）に記載した設置の目的が達成されるよう、管理方法を含めた検討を専門家の意見を聞きながら行うこととし、事業内容が確定する前に県に情報提供すること。また、当該事項に係る検討の状況又は進捗状況については、次回以降の事後の手続において報告すること。

3 . 景観・風景

- (1) 「昭和町生垣推進に関する補助要綱」を活用した計画地域内の緑化 (P. -19) については、当該制度の利用割合が低いことから、環境保全措置としての機能が果たされるよう、当該制度が活用されるための手法を検討するとともに、当該制度の導入によって見込んだ緑化の効果を補完するための手法についても検討し、検討の経緯及び結果を次回以降の事後の手續において報告すること。
- (2) 大規模商業施設に係る環境保全措置については、当該施設の設置事業者への要請の経緯 (P. -19 ~ 20) を詳細に記載すること。また、当該施設が景観・風景への影響に配慮したものとなるよう、引き続き設置事業者に協力を要請するとともに要請の経緯については、次回の事後の手續において報告すること。